

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターホームページ広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が管理するホームページに掲載する広告の募集等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

(1) センターホームページ センターが管理する次のホームページをいう。

① 兵庫県住宅建築総合センターホームページ

(<http://hyogo-jkc.or.jp/>で始まるホームページ)

② ひょうご住まいサポートセンターホームページ

(<http://support.hyogo-jkc.or.jp/>で始まるホームページ)

(2) バナー広告 センターホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載希望者の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 センターホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第4条 広告内容及び広告からのリンク先として指定されたホームページの内容が、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 個人の名刺広告
- (6) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (7) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- (8) センターの公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (9) あたかもセンターが推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、理事長が妥当でないと認めたもの

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 80 ピクセル×横 280 ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可、透過 GIF 不可）・JPEG・PNG
- (3) データ容量 50KB 以下
- (4) その他 画像のスライス（分割）不可、事業者名を alt 属性として設定

(広告の掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、1か月単位とし、連続する掲載期間は最大12月とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は別に定める。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集は、本要領及び別に定める募集要項に基づいて行う。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、募集の都度定める。

2 広告掲載料金は、広告掲載を確認後、センターが指定する期日までに一括前納で振り込むものとする。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)により、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、理事長が指定する期間内に申込みものとする。

(広告掲載の可否の決定)

第10条 センターは、広告掲載の可否を決定したときは、ホームページ広告掲載・不掲載通知(様式第2号)により通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿(画像データ)を、広告主の責任及び負担で作成し、センターが指定する期日までに提出して、そのデザイン等をセンターと協議しなければならない。

(広告内容等の変更要求)

第12条 センターは、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が法令等に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消)

第13条 センターは、次の場合には、広告の掲載を取り消すことができる

- (1) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかった場合
- (2) 指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかった場合
- (3) 広告からのリンク先として指定されたホームページの内容が、第4条の各号のいずれかに該当することになったとき
- (4) 広告主にセンターの信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (6) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき
- (7) 申込書に虚偽の記載があったとき
- (8) 広告主から次条に規定する解約申込書が提出されたとき

(解約の申し入れ)

第14条 広告主は、広告掲載の解約を希望する場合は、解約日の30日前までにホームページ広告掲載解約申入書(様式第3号)を提出するものとする。

2 前項の規定により、広告掲載を解約した場合、納付済みの広告掲載料金は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、歴日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内にセンターの都合でホームページを停止した場合は、停止した日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、停止日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長を行わない。

(広告原稿等の変更)

第17条 広告主は、1ヶ月を単位として、広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ホームページアドレスを変更するときは、変更する月の前月の15日前までに、ホームページ広告掲載変更申込書(様式第4号)をセンターに提出するものとする。ただし、広告原稿を変更する場合は、変更申込書の提出の際に 変更後の広告原稿を添えるものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告の内容等がこの要領に違反することがないように注意する義務を負う。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項はセンターホームページバナー広告表現ガイドラインの定めるところによる。

附 則

この要領は平成25年10月1日から施行する。

(様式第1号)

ホームページ広告掲載申込書

平成 年 月 日

(公財)兵庫県住宅建築総合センター理事長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者

印

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。申し込みにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターホームページ広告取扱要領の規定を遵守します。

記

掲載希望期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
業 種		
ホームページアドレス		
添付書類	会社案内のパンフレット等事業内容がわかるもの	
担 当	部署・氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

(様式第2号)

ホームページ広告掲載・不掲載通知書

平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター
理 事 長

平成 年 月 日付けでお申し込みいただいたホームページ広告の掲載につきまして、
下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲 載 <input type="checkbox"/> 不掲載 不掲載の理由
広告掲載期間	
広告掲載料金	

(様式第3号)

ホームページ広告掲載解約申入書

平成 年 月 日

(公財)兵庫県住宅建築総合センター理事長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者

印

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターホームページ広告の掲載を解約したいので、
下記のとおり申し入れます。

記

広告掲載期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
解約年月日	
解約理由	
担 当	部署・氏名
	電話番号

(様式第4号)

ホームページ広告掲載変更申込書

平成 年 月 日

(公財)兵庫県住宅建築総合センター理事長 様

(申込者)

住 所

名 称

代表者

印

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターホームページ広告の掲載を変更したいので、下記のとおり申し込みます。

記

変更内容		
1	デザインの変更	バナー広告案を送信してください
2	リンク先ホームページ アドレスの変更	(変更後のアドレス)
変更希望時期		
担 当	部署・氏名	
	電話番号	